（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十九の二　略］ 第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三―第四十九条の二十三の五） ［第四節の二十一～第九節　略］ ［第五章　略］ 附則 （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。 ［2～32　略］ 33　第四十九条の二十三の五に規定する携帯移動地球局及び第五十四条の三第三項に規定する地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 （携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備） **第四十九条の二十三**　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。 一　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を送信し四、一二〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、六五五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を送信し二、五〇〇MHzを超え二、五三五MHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。 ［イ～ハ　略］ 二　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一GHzを超え二九・三GHz以下の周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一八・二五MHzを超え一、六二六・五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。 ［イ～ハ　略］	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第四節の十九の二　同上］ 第四節の二十　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十三・第四十九条の二十三の二） ［第四節の二十一～第九節　同上］ ［第五章　同上］ 附則 （副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［同上］ ［2～32　同上］ ［新設］ （携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備） **第四十九条の二十三**　携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに定める条件に適合するものでなければならない。 一　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で六、三四五MHzから六、四二五MHzまでの周波数の電波を送信し四、一二〇MHzから四、二〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するもの又は対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で二、六五五MHzから二、六九〇MHzまでの周波数の電波を送信し二、五〇〇MHzから二、五三五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次の条件に適合すること。 ［イ～ハ　同上］ 二　非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯基地地球局の無線設備で二九・一GHzから二九・三GHzまでの周波数の電波を送信するもの又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備で一、六一八・二五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を送信するものは、次の条件に適合すること。 ［イ～ハ　同上］